

令和2年度 滋賀県権利擁護人材育成事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、滋賀県権利擁護人材育成事業費補助金については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号、以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、市民後見人が活動できる体制の整備・強化を図る事業を市町が行う場合に、予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、これらの取り組みを促進し、認知症高齢者等に対する権利擁護活動の安定的かつ適正な実施に資することを目的とする。

(補助金の対象等)

- 第3条 補助の対象とする事業は、別表1に掲げる事業のうち、知事が適当と認める事業（以下「補助対象事業」という。）とする。
- 2 補助の対象者は、前項に規定する事業のいずれかあるいは全部を実施する市町（以下「補助事業者」という。）とする。
 - 3 補助対象経費、補助率および補助限度額は、別表2のとおりとする。

(補助金の算定方法)

- 第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (1) 別表2の第2欄に掲げる対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額に対し、別表2の第3欄に定める補助率および補助限度額により得た額を交付額とする。

(計画書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする場合は、あらかじめ様式第1号による計画書を知事に提出し、協議しなければならない。

(補助金の額の内示)

第6条 知事は、前条の規定による計画書を受領したときは、当該計画書の審査および必要に応じて行う事情聴取等によりその内容を審査し、補助事業として適切と認めるときは予算の範囲内で必要な調整を行ったうえ、速やかに補助金の額の内示を行い通知するものとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、様式第2号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて提出するものとし、提出期限については別途通知するものとする。

(変更交付申請)

第8条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合には、様式第3号による変更申請書を、同様式に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、原則として精算払いの方法によるものとする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合には、軽微な変更を除き、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

2 前項各号に定める条件に反する場合には、補助金交付の内示もしくは決定を取り消す場合がある。

(実績報告)

第11条 規則第12条に規定する実績報告は、様式第4号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1ヶ月（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認通知を受理した日から起算して1ヶ月）または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(標準事務処理期間)

第12条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第11条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(調査および指導)

第13条 知事は、補助金にかかる事業の適正化を図るため、必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、または関係職員に調査および指導をさせることができる。

(その他)

第14条 知事は、規則またはこの要綱に定める事項のほか、この補助金の交付に関し必要な事項について、その都度これを定める。

(附 則)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表1

補助対象事業

1. 権利擁護人材養成・支援体制構築事業

- (1)保健福祉圏域内にある成年後見支援センター等の権利擁護を行う団体および滋賀県高齢者権利擁護支援センターと連携し、市民後見人の養成に向けて、地域での見守り活動のための知識習得等を目的に、権利擁護に関心のある市民、生活支援員、民生委員・児童委員、福祉委員等を対象とした研修会の開催など、権利擁護人材育成に資する取組を計画的に行う事業。
- (2)保健福祉圏域内にある成年後見支援センター等の権利擁護を行う団体および滋賀県高齢者権利擁護支援センターと連携し、市民後見人等の権利擁護活動が安定的かつ適正に実施されることを目的に、専門職や関係機関との検討委員会の開催などにより、連携して支援する体制の構築を図る事業。

2. 権利擁護活動参画促進事業

- (1)保健福祉圏域内にある成年後見支援センター等の権利擁護を行う団体と連携し、成年後見制度をはじめとする権利擁護活動に対する市民の意識を醸成し、将来的に市民後見人となりうる人材を発掘するために、市民を対象とした啓発を行う事業。

別表2

補助対象経費、補助率および補助限度額

1. 事業区分	2. 対象経費	3. 補助率および補助限度額
権利擁護人材養成・支援体制構築事業	補助対象事業の実施に要する次の経費 (賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、補助金及び交付金)	補助率は補助対象経費の3分の2以内とし、補助限度額は、1市町あたり200千円以内とする。
権利擁護活動参画促進事業	補助対象事業の実施に要する次の経費 (賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、補助金及び交付金)	補助率は補助対象経費の3分の2以内とし、補助限度額は、1市町あたり200千円以内とする。